

2020 年 5 月 1 日 NO.292	<h1>京浜ユニオン ニュース</h1>	労働組合・京浜ユニオン 〒144-0033 東京都大田区西蒲田 4 丁目 32-9 電話・FAX 050-3410-6240 振込口座 中央労働金庫蒲田支店 8655997 京浜ユニオン
-----------------------------	--------------------------	---

養鶏協会の契約更新拒否は不当！あくまで更新を求める！

組合員Mさんは2019年5月から1年契約職員として日本養鶏協会で働いています。年度途中で農水省が推進する災害時非常用の発電機の導入支援をまかされました。発電機のリースや購入に対し50%の補助金がでることになり、宣伝や受付、リスクとして保険をかけたりと、前職の経験を生かして活躍しました。関連団体からは「よくやっていたいてありがとう」とお礼を言われ、「報告会をする」ので「資料を用意しておくように」と専務から言われました。京都の養鶏協会からは自筆の鶏のイラストをほめられ、イベントに着るTシャツの作成を考えていると言われ、鶏卵普及に繋がるイラスト作成の依頼を受けています。

その矢先の3月25日に「契約不更新通知書」がだされました。

入社当時「契約社員でも今まで一人も更新しなかった人はいない」と言われ、働き続けられると安心して入社したいきさつがあります。

契約更新を期待して一生懸命働いてきたMさんに対し、実害のないミスを口実に契約更新を拒否してきました。

4月8日、16日、21日と団体交渉を重ねました。しかし議論が平行線のため、このままでは、契約期間が切れて、雇用が失われると考え、また現在のコロナ問題の中で集まりを続けるより、3ヶ月から6ヶ月間話し合いを中断し、短期間雇用を延長し、いずれ議論を再開しようと提案しました。

しかし、会社は「現時点では有期雇用の継続は致しかねます」と拒否してきました。私たちはその場で「契約更新できないなら、労働組合に認められている団体行動権を行使します」と宣言し席を立ちました。

4月28日、最初の社前宣伝抗議行動に決起しました。これから4度でも5度でも連続して社前行動に取組みます。応援よろしくお願ひします。

次の行動は5月7日(木)連休明けに。午後3時東京駅の京浜東北線上野行きホームの先端に集合です。



20 けんり春闘中央総行動

4月3日「20 けんり春闘全国実行委員会」主催の総行動が日本経団連会館前で行われました。午後3時、大手町の経団連前には組合旗とプラカードを持った仲間が約150名ほど結集しました。

集会はまず、全国一般委員長の平賀さんから中小民間労組の代表として挨拶があり、次に渡辺全労協議長が「新型コロナの感染拡大という異常な状況下、大企業からは内部留保を吐き出させ、差別を許さず、生きるための闘いに立ち上がろう！」と訴えました。引き続き郵政産業労働者ユニオン、全国一般東京労組(民間)、全水道(公務)、神奈川シティユニオン、神奈川県共闘、JAL 労組などの闘いの報告がありました。また、国労を始め多くの組合の参加がありました。

20 けんり春闘は以下の要求を掲げて最後まで闘います

- 第一に 中層零細企業労働者、非正規労働者に生活できる大幅賃金引き上げを！
- 第二に 休職・自宅待機等の労働者、フリーランスに賃金補償を100%実施すること
- 第三に 経団連は新型コロナ問題に便乗した解雇、雇い止め、内定取り消しを行わないこと。技能実習生・移住労働者の雇用と生活を保障すること。
- 第四に 政府は医療関係の統廃合など合理化を中止し、早急にコロナウィルス罹患者の為に、医療従事者に医療資材を確保し、十分な医療体制を再構築すること
- 第五に イベントや営業自粛に伴う損失補填を直ちに行う事。



5月のスケジュール

7日(木)例会	午後 6:30	西蒲田事務所
21日(木)運営委員会	午後 6:30	西蒲田事務所
24日(日)機関紙	午後 1:00	西蒲田事務所
25日(月)機関紙	午後 3:00	西蒲田事務所
26日(火)機関紙発送	午後 3:00	西蒲田事務所

6月のスケジュール

4日(木)例会	午後 6:30	西蒲田事務所
18日(木)運営委員会	午後 6:30	西蒲田事務所

京浜ユニオンはコロナ危機に立ち向かう♡

—全国一般全国協「声明」に学び連帯するために—

労働相談に積極的に対応しよう



京浜ユニオンはその名の通り、京浜地区の労働相談に取り組んできました。コロナ危機が叫ばれる今、とりわけ非正規・派遣・フリーランス・障がい者・移住労働者・学生アルバイトの悲鳴が聞こえてきます。休職・退職・一時帰休の強要、解雇・雇い止め・派遣切りの嵐です。



困難に直面する多くの方が相談相手を求めています。相談を正面から受け止め対応することで、長期化が予想されるコロナ危機との闘いに立ち向かいましょう。労働組合の力を強め、社会的責任を果たしていきましょう。

3つの闘いにとりくもう

①生命（いのち）を守る闘い

- ・必要な医療、公正な治療を保障させよう
- ・医療労働者の安全確保を最優先しよう

②生活を守る闘い

- ・共働き、シングルマザーへの援助→会社要求
- ・生活困難者（〇〇難民）への支援→行政交渉

③雇用と労働条件を守る闘い

- ・休業補償なき自粛要請は解雇、賃下げの要因だ！



必要な闘いは断固として実行しよう



コロナ危機を口実に、私たちの闘いを「自粛」させようとする動きが強まっています。私たちが闘いを「自粛」しても悪辣な安倍政権と資本家たちは攻撃の手をゆるめません。

感染リスクを検討しながらも必要な闘いは断固として実行しなければなりません。

感染を防ぐため「自制」はしますが、基本的人権を奪う「自粛」には同意できません。

企業に対し解雇を止めさせ、雇用調整助成金を申請させよう！

江東区にあるタクシー会社「ロイヤルリムジン」では 600 人の乗務員を「失業手当のほうが有利」として、一方的に解雇。銚子のリゾートホテルでも 30 名全員の解雇をおこない、それぞれ従業員の一部が地域の個人加盟の組合に加入し、団体交渉を要求した。

政府に助成金制度があっても、会社が申請しなければはじまらない。会社に申請をさせる取り組みが必要です。労働者は労働組合を通じて、組合がなくても従業員の声を集めて、経営者に助成金の申請をさせよう！

4 月 17 日の時点で申請 985 件あり、支給が決定されたのは 60 件。相談件数は 10 万件を超えている。

中小雇用助成金 10 割支給へ

新型コロナウイルスの感染拡大によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の一時休業、または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金の一部が助成されます。

休業助成金は勤務先の会社が国に助成金を申請し、勤務先の会社が、従業員に支払う制度です。労働者が休業の為の特別休暇を申請し、国が日額上限 8330 円を支払う制度です。助成金は、労働基準法で定める水準(60%)以上の休業手当を企業が支払う場合、国が一定割合を給付する仕組み。

厚生労働省は新型コロナウイルスの感染拡大で、業績悪化した企業が従業員を休ませた場合に支給する「雇用調整助成金」の上乗せ給付について、新型コロナ特措法に基づく要請に応じて休業や営業時間短縮をしたことを条件に中小への助成金を 10 割に引き上げると発表。

今回の上乗せ拡大は、休業手当として従業員に賃金の 100%か、助成の上限として定める日額 8330 円以上を支払っていることが前提。4 月 8 日にさかのぼって適用。特措法に基づく休業要請を受けていない中小企業に対しても、解雇しないことを条件に、助成を上乗せし、労基法で定める 60%を超える手当部分を国が全額負担する。賃金の 100%の休業手当を支給した場合、会社負担部分はこれまでの 10%だが、特例として 6%に抑える。

1 月 24 日～7 月 23 日。売上が 1 ヶ月で 5%以上低下。計画書の事後提出を認める。支給限度、1 年 100 日、3 年 150 日。雇用保険の適応事業所であることが条件。

解雇がなければ助成率は 90%。緊急期間 4 月 1 日～6 月 30 日は 80%。左記以外は 66.7%

(次の文章はネットに載った司法書士の会社から転載)

具体例 飲食業 25名 助成見込み額 1218万円

コロナウイルスの影響で売上が激減し、人件費と家賃が負担になり4月から廃業する予定でした。

しかし、知人の紹介で助成金無料診断をして頂く機会を頂き、1,000万円以上助成金がもらえることを知り申請することにしました。ほとんどのスタッフは2ヶ月休ませ、幹部だけでランチのみの営業をする予定です。

なんとか廃業は免れたため、とても感謝しています。

具体例 建設業 5名 助成見込み額 365万円

コロナウイルスの影響で製品調達ができなくなり、現場がストップしてしまいました。

去年の業績が良かったため、最近従業員を2名雇用してすぐにこんな状況になり大変困っていましたが、ニュースで人件費を補える助成金があることを知りすぐに問い合わせをし、休業手当の最大90%受給できるということで、コロナが収まるまで3ヶ月休ませることに決めました。

大変な状況は変わりませんが、これで従業員をクビにしなくて大丈夫そうです。

実際にいくら支給されるのか？

東京で最低賃金が1013円です。上限が8330円のみであれば、最低賃金ほどの額しか支給されないケースが多いと考えられます。

申請の方法について

申請に必要な書類が多く、経験豊かな人事担当者か顧問の社労士がいないとむずかしい。

1 休業等実施計画(変更)届 2 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書 3 支給要件確認申立書 4 休業・教育訓練実績一覧表 5 労働者代表との休業協定書 6 支給申請書(休業等)、助成金算定書 7 対象者全員分の支給対象期間中の勤怠データ(タイムカード写し※全員分印刷) 8 売上げの減ったことを証明する書類 9 労働者名簿(全員の雇用保険番号を記入するシート) 10 就業規則 11 賃金規程・労働条件通知書など 12 賃金台帳(給与明細)

また、雇用保険の被保険者ではない従業員、例えば週20時間未満のアルバイトなどについては、雇用調整助成金ではなく、緊急雇用安定助成金の申請となります。算出方法が雇用調整助成金とは異なりますので、以下の書類を上記とは別に用意しなければなりません。 1 休業実施計画(変更)届 2 休業実施事業所の事業活動の状況に関する申出書 3 休業計画・実績一覧表 4 支給要件確認申立書 5 支給申請書、助成金算定書

今年の5月1日　メーデーは？

メーデーの歴史

1886年5月1日、アメリカで8時間労働を求め、30万人以上の統一ストライキが行われた。5月3日にはストライキの労働者4名が警察官に射殺された。5月4日へイマート広場で抗議集会で爆弾事件がおき、警官7名、労働者4名が死亡。集会の指導者ら4名が爆弾の犯人とされ11月11日に処刑された。事件から6年後イリノイ州知事は冤罪であることを認めた。

1889年、第2インターナショナル創立大会で、アメリカの労働組合AFLのゼネスト実施に合わせて労働者の国際的連帯としてデモを行うことが決議された。

1890年5月1日、第1回国際メーデーが開催された。

日本では1920年5月2日、第1回メーデーが上野公園で1万人を集めて開催された。「8時間労働制の実施」「失業の防止」「最低賃金法の制定」などを訴えた。

1936年の二・二六事件後、政府によりメーデーが禁止され日本の敗戦まで開かれなかった。

1946年、敗戦後の翌年、「働けるだけ喰わせろ」をスローガンに掲げ、11年ぶりの通算第17回のメーデーとして、宮城前広場に50万人が集まった。

1952年の23回大会は日米の安全保障条約への抗議も含み、皇居前広場に向かったデモ隊の一部と警察隊が衝突し、流血の惨事(血のメーデー)になった。

1989年以降は労働組合の組織対立が激化し、連合・全労連・全労協に分かれて開かれている。今年は第91回のメーデーになる。……が。

今年は？

今年は新型コロナ問題で、公共施設や公園の貸出しが中止、緊急事態宣言で、組合員や家族が参加した例年の日比谷メーデーの開催は断念しました。

かわりに、各組合代表者の参加した50人規模の集会を全水道会館で開催し、インターネット、Webを活用してLIVE配信することになりました。



かわら版

Union

No.

2020年5月1日

5月の行動日程

「許すな！安倍改憲発議 平和といのちと人権を！5・3 憲法集会」

集会方式での開催は中止。国会正門前でのスピーチをインターネット中継。13時～14時。発言予定：堀潤(ジャーナリスト)、古今亭菊千代(噺家・真打)、朝倉むつ子(法学者、安全保障関連法案に反対する学者の会)、稲正樹(憲法学者)

労働と貧困 2020年3月(出所は朝日・毎日)

3日 厚労省が仕事を休んだ従業員に給料を全額支払った企業を対象に、一人当たり日額上限 8330 円の助成金を出す新たな制度の概要を発表。

2日 「日本介護クラフトユニオン」のアンケート調査によると「マスクがすでにない」と回答した事業所が 2 割近くあった。

3日 官民ファンド「クールジャパン機構」(東京)の男性幹部からセクハラを受けたとして、元派遣社員の 30 代女性が計 2000 万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は元幹部 2 人の行為をセクハラと認め、2 人に計 10 万円の支払いを命じた。

6日 労働組合の中央組織・連合が実施した緊急の電話相談には、収入が突然絶たれた人や、職場の感染防止策に不安を感じる人からの相談が相次いだ。

7日 インターネットを介して仕事を受注するフリーランスとして働く人のうち、半数が「トラブルに遭遇した」と回答したことが連合のアンケート調査で明らかになった。

9日 東芝の主要子会社「東芝エネルギーシステムズ」に昨春にできた部署は退職を促す「追い出し部屋」だとして、この子会社に勤める小里正義さん(51)が勤め先を相手取って配属の無効などを求める訴えを横浜地裁川崎支部に起こした。

- 10日 希望退職を募った上場企業は2019年に判明しただけで36社。募集人数は6年ぶりに1万人を超えた。
- 13日 コロナ事態で来日できない外国人農作業実習生が少なくとも約800人と判明。
- 12日 日本郵政は、今春闘の労使交渉は、ベアを5年連続で見送ることで妥結した。
- 13日 連合が春闘1回目の集計結果を発表。賃上げ率は平均で1・91%。
- 17日 広告代理店「博報堂」の元嘱託社員が無期雇用になる権利を得る直前に雇い止めされたとして社員としての地位確認などを求めた訴訟で福岡地裁が雇用を継続し雇い止め翌月(2018年4月)から判決確定日までの賃金と年2回の賞与を支払うよう判決。
- 19日 東京ディズニーランド(千葉県浦安市)の非正規労働者の労働組合「なのはなユニオン」が臨時休園中の休業手当を求め要請書を提出した。
- 20日 大手楽器メーカーヤマハ(本社・浜松市)の男性社員が今年1月、上司から厳しい指導を受けて体調を崩し、自ら命を絶っていたことがわかった。
- 23日 日本郵政グループで全国の郵便局員を1万人削減する案が浮上。
- 24日 日立製作所の課長職の労働者が違法な「退職強要」を受けたなどとして、同社に272万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が横浜地裁であり慰謝料20万円支払い命令。
- 26日 アートコーポレーション主要子会社のトラック運転手が昨年5月の連休中に突然死したが今年2月に労災と認定されたことが判明。
- 26日 東京都三鷹市内の認可保育園で保育環境の改善などを求めて保育士らがスト。
- 27日 未払い残業代などを会社に請求できる期間(時効)は「2年」から「当面3年」に延ばす改正労働基準法が参院本会議で可決成立。4月1日に支払われる賃金から適用。
- 30日 埼玉県内の郵便局の労働者の自殺を埼玉労働局労災保険審査官が労災と認定。
- 30日 時間外労働が長くなるほど歩合給が減るタクシー会社の賃金規則をめぐる争われた3件の訴訟の上告審判決で最高裁が労働基準法を逸脱しているとの判断を示した。
- 31日 厚生労働省によると2月の有効求人倍率(季節調整値)は1・45倍で1月ら0・04ポイント低下。解雇や雇い止めをされたり、その見通しがあったりする働き手は3月30日時点で1021人確認された。総務省によると完全失業率(季節調整値)は2・4%。